

京都市告示第442号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例第3条ただし書の規定に基づき、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館に置く子育て図書館を次のとおり臨時に休館します。

平成30年11月30日

京都市長 門川 大作

休館する期間 平成31年2月25日（月）から同月27日（水）まで

（子育て支援総合センターこどもみらい館総務課）